

# 老人福祉大会・星友クラブ大会

☎ 高齢介護課 ☎893-6400

式典の後、各地区の老人クラブによる演芸発表を行います。当日は、下表のとおり送迎バスを運行し、大会終了後は乗ってきたバスでお送りします。

日時 10/5(土)12:30~16:00

場所 ゆうゆうセンター4階 交流ホール

対象 市内在住でおおむね65歳以上、市星友クラブ連合会会員

プログラム

▷第1部=式典

▷第2部=演芸発表(各老人クラブの代表者による歌や踊り)



車名	リボン	停車場(所)	時刻
1号車	ピンク	倉治バス停前(「万代」の向かい側)	11:30
		南倉治バス停前	11:37
		第2中学校前	11:42
		郡津消防分団車庫前	11:47
2号車	水色	フレスコ星田店前「ふれあいプラザバス停」(星田駅方面行き)	11:22
		星田山手3丁目「ゆうゆうバス停」前	11:25
		星田山手入口(星田行「星の森」バス停)	11:27
		平和台霊園前	11:30
		JR星田駅バス停	11:35
		星田4丁目バス停	11:43
3号車	緑	北星田バス停	11:46
		南星台4丁目「ゆうゆうバス停」前	11:20
		妙見東2丁目「ゆうゆうバス停」前	11:25
		妙見口バス停(交野方面行き)	11:30
		藤が尾団地バス停	11:32
		藤が尾2丁目バス停	11:35
		私市・御幸橋前(私市共同墓地前)	11:40
私市3丁目バス停(交野方面行き)	11:45		
5号車	黄	交野高校前バス停(私部グラウンド側)	11:30
		青山3丁目バス停	11:35
		府道交野久御山線大阪ガス	11:37
		交野ステーション前(時計台前)	11:45
		喫茶「のんのん」前(私部)	11:50
6号車	白	さくら丘住宅バス停(天野が原町)	11:50
		松塚「松塚ふれあい館」前	11:35
		梅が枝南信号「はるやま」前	11:40
		住吉神社前	11:48
青年の家前	11:50		
交野市(マイクロバス)	茶	寺南川橋前	11:45

## 消費者相談 | 代引きで覚えのない荷物が届いた

**Q** 宅配便の代金引き換えで私宛に荷物が届きました。留守の私に代わって家族が代金を払い受け取りましたが、後で開封すると全く覚えのないものでした。

**A** 荷物の発送元に事情を伝え、返品返金の依頼をしましょう。

**助言** 不審な荷物が届いたとの苦情が増えています。代引きの荷物は、本人に確認してから受け取りするなど家族でルールを決めましょう。心当たりがない場合は、まずは受取拒否しましょう。荷物の伝票の発送元の情報などを記録して、当センターへご相談ください。

ゆうゆうセンター1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎891-5003

# 農とのふれあいツアー

☎ 交野市農業体験事業実行委員会事務局(農政課) ☎892-0121

農作物の収穫体験や野外でのおにぎり作りを通じて、農業への理解を深めてもらうイベントです。

家族揃って、ご参加ください。

日時 10/12(土)9:30~13:00頃(雨天の場合は10/19に延期)

集合 第二京阪道路交野北IC北東横イベント広場

内容 サツマイモ掘り、稲刈り、おにぎり作り

収穫物 サツマイモ=1人2株程度を持ち帰り

米(実費・当日予約受付)=1家族5\*までで、後日受取り

対象 市内の小・中学生とその家族(小・中学生のみの参加不可)

定員 約100人(抽選)

費用(1人あたり) 参加費100円、サツマイモ掘り400円

申込 9/20(金)〈消印有効〉までに、往復はがきか、eメールで、①住所②電話番号③参加者(家族全員の氏名、年齢、性別、参加費合計)④サツマイモ掘り参加の人数を記入し、農政課「農とのふれあいツアー」係

〒576-8501(住所記入不要) ☎noui@city.katano.osaka.jp

※家族単位でお申込ください。



## 受動喫煙防止にご協力ください

☎ 健康増進課 ☎893-6405

たばこには喫煙者が吸っている煙だけではなく、たばこから立ち上る煙や喫煙者が吐き出す煙にも有害物質が含まれています。本人は喫煙してなくても、身の周りのたばこの煙を吸わされてしまうことを「受動喫煙」と言います。

受動喫煙は、心筋梗塞や脳卒中、肺がんに加え、子どもの喘息や乳幼児突然死症候群等のリスクを高めることが分かっています。受動喫煙を受けなければ、年間1万5,000人がこれらの病気で死亡せずに済んだと推計されています。望まない受動喫煙を防止できるように平成30年7月健康増進法の一部が改正されました。

### 【改正のポイント】

- ①望まない受動喫煙をなくすことを目指します
- ②受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者に特に配慮をします
- ③施設や場所ごとに喫煙できる場所・できない場所を明らかにし、掲示を義務付けます

※施設の種類により喫煙できる場所が決められ、喫煙できる場所には20歳未満は立ち入ることができません

さらに大阪府では健康で快適な生活を実現するため、平成31年3月に「大阪府受動喫煙防止条例」が制定されました。これらのことで望まない受動喫煙を防止するための取り組みはマナーからルールにかわります。

### ■敷地内禁煙

受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども、患者、妊婦が主に利用する施設は令和元年7月より敷地内禁煙、令和2年4月からは敷地内全面禁煙となります。

(対象となる施設の例) 学校・幼稚園・保育所・病院・薬局・介護老人施設・国及び地方公共団体の行政機関の庁舎など

### ■原則屋内禁煙

令和2年4月からは多くの人が利用する全ての施設も原則屋内禁煙となり、専用の喫煙室内のみ喫煙が可能となります。

(対象となる施設の例) オフィス・事業所・飲食店・ホテル・鉄道など

※飲食店への経過措置として事業規模が小さい既存施設は店内禁煙か喫煙かを選択できます。詳しくは、大阪府のホームページをご覧ください。

屋外や家庭でも喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮し、受動喫煙をなくすためご協力をお願いいたします。

